

世界に誇る食のエリア形成推進等業務 公募型プロポーザル実施要領

本公募は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、当初予算成立前に募集の手続を行うものです。委託事業者の決定や予算の執行は、令和8年度当初予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、予め御了承ください。

また、本公募は、国の交付金活用事業であり、国の予算成立等の状況により、今後、内容、スケジュール等が変更になることもありますので、予め御了承ください。

1. 目的

世界に誇る食のエリア推進協議会（以下「協議会」という）は、神戸・淡路地域が連携し、食を基軸としたブランド価値の向上を図る取り組みを行う。当該エリアならではの食のブランド価値向上や旅行者の受入基盤整備、飲食人材育成等により、国内外からの観光誘客の促進を図るため、公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、受注候補者として最適と考えられる事業者（以下「最優秀提案事業者」という）を選定する。

2. 業務の概要

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 業 務 名 | 世界に誇る食のエリア形成推進等業務（以下「本業務」という。） |
| (2) 履 行 場 所 | 神戸市及び淡路島内 |
| (3) 業 務 内 容 | 別紙「業務委託仕様書」のとおり（以下「仕様書」という。） |
| (4) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和9年3月15日まで
（令和8年度事業） |
| (5) 委 託 限 度 額 | 50,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内
※提案者の提示額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途契約する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額とは必ずしも一致しない。 |
| (6) 担 当 事 務 局（書類提出・問い合わせ先） | |

世界に誇る食のエリア推進協議会事務局

南あわじ市産業建設部商工観光課 万博・観光戦略室内

※組織改編のため4月1日以降は、南あわじ市 経済観光部 食のブランド推進課ブランド推進係内
〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1（南あわじ市役所本館2階）

4月1日まで TEL:0799-43-5221 FAX:0799-43-5321

4月1日以降 TEL:0799-43-5224 FAX:0799-43-5351

E-mail: shoku@city.minamiawaji.hyogo.jp

3. 参加資格要件

本業務に係るプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。なお、参加資格の確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 最優秀提案者の特定の日までの期間において、兵庫県及び神戸市、洲本市、南あわじ市、淡路市（以下「協議会構成自治体」という）の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3) 法人税（個人企業にあっては所得税）、消費税及び地方消費税並びに協議会構成自治体に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委任を受けた支店・営業所がある場合には、県税及び神戸市、淡路島 3 市の市税に未納がないこと。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (5) 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）及び神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年神戸市条例第 29 号）、洲本市暴力団排除条例（平成 25 年洲本市条例第 2 号）、南あわじ市暴力団排除条例（平成 25 年南あわじ市条例第 12 号）、淡路市暴力団排除条例（平成 25 年淡路市条例第 9 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (7) 業務内容及び業務の中で知りえた情報について守秘義務を遵守すること。
- (8) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

4. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施に係る概ねのスケジュールは、別紙 1「プロポーザル実施スケジュール」のとおりとする。

5. 参加手続き等

- (1) 資料の閲覧及び配布

- ① 閲覧及び配布期間

令和 8 年 3 月 25 日（水）～ 4 月 28 日（火）

（ただし、南あわじ市の休日を定める条例（平成 17 年南あわじ市条例第 10 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除き、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。）

- ② 閲覧及び配布場所等

下記③の資料を神戸県民センター、淡路県民局、神戸市、及び洲本市、南あわじ市、淡路市（以下、「淡路島 3 市」という）のホームページに掲載する。

- ③ 閲覧及び配布資料

- ア 世界に誇る食のエリア形成推進等業務公募型プロポーザル実施要領
- イ 業務委託仕様書
- ウ プロポーザル関係様式一覧

(2) 参加表明に関する質問の受付及び回答

参加表明の手続きに伴う本実施要領、仕様書及び様式に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

提出期限： 令和8年4月2日（木）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとする。）

提出方法： 質問書(様式第14号)を使用し、電子メール又はFAXにより下記まで送信すること。（口頭等は認めない。）

送 信 先： 担当事務局（上記2(6)）

※送信後、必ず電話により受信確認をすること。

回答予定： 令和8年4月6日（月）

回答方法： 質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、神戸県民センター、淡路県民局、神戸市、淡路島3市のホームページに掲載する。

なお、回答書は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書の提出及び参加資格の確認等

① 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を添えて参加表明書を提出すること。

提出期限： 令和8年4月14日（火）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとする。）

提 出 先： 担当事務局（上記2(6)）

提出方法： 持参又は郵送。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、市の休日を除く。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

提出部数： 各書類 正本1部（書類は、A4判サイズに統一）

提出書類： 別紙2「参加表明書提出時提出書類一覧」を参照

② プロポーザル参加資格の確認及び通知

①において提出された書類等について、参加資格要件を満たしているか否かを審査・確認し、プロポーザル参加資格確認通知書（様式第9号）により電子メールで通知する。

ア 提案資格を満たす者には、プロポーザル関係書類の提出を併せて要請する。

イ 参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求めることができる。

ウ 上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

③ 参加辞退

本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送により辞退届（様式第10号）を担当事務局（上記2(6)）へ提出すること。

6. 企画提案に関する質問の受付及び回答

企画提案に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

提出期限： 令和8年4月21日（火）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとする。）

提出方法： 質問書(様式第14号)を使用し、電子メール又はFAXにより下記まで送信すること。（口頭等は認めない。）

送 信 先： 担当事務局（上記2(6)）

※送信後、必ず電話により受信確認をすること。

回答予定： 令和8年4月23日（木）

回答方法： 質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、全ての参加者に対し電子メールにより送付する。

7. 企画提案書の提出

提出書類：別紙3「企画提案書提出時提出図書一覧」参照

提出期限： 令和8年4月30日（木）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとする。）

提 出 先： 担当事務局（上記2(6)）

提出方法： 持参、郵送又は宅配便。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、市の休日を除く。郵送及び宅配便の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

提出部数： 各書類 正本1部、副本7部

（書類は、A4判サイズに統一。A3判サイズによる折込項の挿入は可とする。）

8. 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施

以下のとおり企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という）を実施する。なお、実施の詳細等については後日参加者に通知し、ヒアリング等は非公開とする。

実 施 日： 令和8年5月11日（月）（予定）

実施場所： 洲本総合庁舎 会議室（予定）

出 席 者： 1事業者5名まで

実施内容： 1事業者あたり70分程度を予定

（プレゼンテーション：30分程度、ヒアリング：40分程度を予定）

ただし、提案者数が多い場合は、変更することがある。

説明資料： あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明すること（説明内容が著しく

相違又は逸脱した場合は、不適格とする場合がある。)

※審査時の追加資料の提出及び提示は認めない。

機 材 等： プロジェクター及びスクリーンは必要に応じて準備するが、パソコン等については、事業者が用意すること。

順 番： ヒアリング等の順番については、企画提案書の受付順とする。

9. 選考要領

(1) 審査委員会

本プロポーザルによる最優秀提案者の特定に関する審査は、審査委員会において実施する。
なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 審査基準等

企画提案書及びヒアリング等の内容に関する審査項目及び審査基準は、別紙5「審査項目及び審査基準の概要」のとおりとする。

(3) 審査方法

審査は、提出書類の審査及びヒアリング等による審査とする。

(4) 選考方法

- ① 各審査委員の採点を集計し、合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。
- ② 各審査委員の採点の平均点が60点に満たない場合は、最優秀提案者とししない。
- ③ 本プロポーザルに参加する者が1者となった場合でも選考は実施する。

(5) 審査結果

審査結果については、プロポーザル審査結果通知書(様式第15号)により通知するとともに、神戸県民センター、淡路県民局、神戸市、淡路島3市のホームページで公表する。なお、選考の過程は非公開とする。

- ① 最優秀提案者として特定されなかった者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に書面(任意様式)により説明を求めることができる。
- ② 上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(市の休日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

10. 契約の方法等

(1) 契約の締結

上記9により特定された最優秀提案者に対して、本業務の委託契約に係る優先交渉権が与えられる。最優秀提案者とは、速やかに企画提案書をもとに仕様の詳細事項について協議し、その協議に基づいた内容について見積書の提出を求め、契約を締結する。なお、この協議が不調となった場合、又は最優秀提案者が契約締結するまでの間に下記11の失格事由に該当した場合は、次順位の提案者(基準点未満の者を除く。)と協議できるものとする。

(2) 契約保証金

最優秀提案者は、契約の締結前に契約金額の10分の1以上を契約保証金として納付しなければならない。

(3) 契約書

原則、協議会が用意した契約書様式を使用すること。

11. 失格事由

次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、この件にかかる資格を失う。

- (1) 定められた期限内に企画提案書等必要書類（以下「提案書等」という。）が提出されなかったとき、又は辞退の申し出があったとき。
- (2) 提案書等の内容が、この要領に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- (3) 提案書等の記載内容に著しい不備があるとき、又は不正若しくは虚偽の記載があると認められるとき。
- (4) 審査委員への接触や他の参加者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為を行ったとき。
- (5) 経費見積書に記載されている見積額の100分の110に相当する金額（契約希望価格）が、「2. (5)」に規定する委託限度額を上回ったとき。
- (6) 第三者の著作権を侵害する提案を行ったとき。
- (7) 前号に掲げるもののほか、審査委員会が不適格と認めたとき。

12. その他注意事項等

- (1) 参加報奨金は支払わない。（企画提案に要する費用の一切は、本プロポーザル参加者の負担とする。）
- (2) 提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された提案書等については返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、最優秀提案者の特定のために使用し、又は複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。
- (5) 提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提案書等の著作権は、協議会に帰属する。但し、協議会と随意契約を締結しなかった参加者が提出した提案書等の著作権については、提出者に帰属するものとする。
- (7) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期するために、協議会構成自治体の情報公開条例に基づき、公表することがある。ただし、同条例の規定に基づき非開示と判断する部分については、その限りではない。
- (8) 同一の参加者が、複数の企画提案をすることはできない。
- (9) 最優秀提案者は、自らが暴力団等でないことについての誓約書を、上記10.に係る契約の締結前に提出すること。
- (10) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (11) 本プロポーザルの参加者から本業務の一部の再委託を受けようとする者（以下「協力事業所」という）は、本プロポーザルの参加者や他の参加者の協力事業所になることはできない。

別紙 1 プロポーザル実施スケジュール

内容	期間等
① 公募開始（公告）	令和 8 年 3 月 25 日（水）
② 資料の閲覧及び配布期間	令和 8 年 3 月 25 日（水）～ 4 月 28 日（火）
③ 参加表明に関する質問書の提出期限	令和 8 年 4 月 2 日（木）正午まで
④ 参加表明に関する質問への回答	令和 8 年 4 月 6 日（月）
⑤ 参加表明書等の提出期限	令和 8 年 4 月 14 日（火）正午まで
⑥ 参加資格確認通知書の通知	令和 8 年 4 月 15 日（水）
⑦ 参加資格がないとした理由の説明要求期間	上記⑥通知日翌日から 7 日以内
⑧ 企画提案に関する質問書の提出期限	令和 8 年 4 月 21 日（火）正午まで
⑨ 企画提案に関する質問に対する回答	令和 8 年 4 月 23 日（木）
⑩ 企画提案書の提出期限	令和 8 年 4 月 30 日（木）正午まで
⑪ ヒアリング等の実施	令和 8 年 5 月 11 日（月）（予定）
⑫ 審査委員会	令和 8 年 5 月 11 日（月）（予定）
⑬ 最優秀提案者の特定（審査結果通知）	令和 8 年 5 月 13 日（水）（予定）
⑭ 非特定理由の説明要求期間	上記⑬通知日翌日から 7 日以内
⑮ 最優秀提案者への見積依頼	令和 8 年 5 月 15 日（金）（予定）
⑯ 契約の締結	令和 8 年 5 月 25 日（月）（予定）

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しません。

別紙 2 参加表明書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
① 参加表明書（様式第 1 号）	正本 1 部
② 事業所概要（様式第 2 号）	正本 1 部
ア) 会社パンフレットがあれば、添付してください。	
③ 同種業務実績（様式第 3 号）	正本 1 部
ア) 主な実績を最低 1 件（最大 3 件）記載してください。 イ) 記載した業務における契約書の写しを添付してください。	
④ 協力事務所概要（様式第 4 号）	正本 1 部
ア) 業務の一部を再委託する場合、その事務所の概要を記載してください。 ※ 再委託をしない場合は提出不要	
⑤ 業務実施体制（様式第 5 号）	正本 1 部
ア) どのような体制（組織・チーム等）で本業務を実施するかを、配置予定技術者を含めて記載してください。	
⑥ 配置予定者調書（様式第 6 号）	正本 1 部
ア) 記載した資格を証明する書類を添付してください。 イ) 業務経歴については、証明書等を添付してください。	
⑦ 財務諸表	正本 1 部
ア) 貸借対照表 (B/S)、損益計算書 (P/L)、販売費及び一般管理費並びにキャッシュ・フロー計算書（それぞれ直前決算時のもの）	
⑧ 納税証明書 ★	正本 1 部
ア) 国税＝（法人）その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 （個人）その 3 の 2 「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 イ) 地方税＝証明日現在で、県税納税証明書（全税目）及び神戸市並びに淡路島 3 市の市税（法人市民税・固定資産税）に係る未納税額のない証明 ※1 地方税については、本社・本店又は委任を受けた支店・営業所が神戸市及び淡路島 3 市にある場合は、該当市のもの ※2 最新の納税証明書で納期が未到来の場合は、納期到来分の未納の無い証明でも可	
⑨ 使用印鑑届（様式第 7 号）	正本 1 部

⑩ 委任状及び共同企業体協定書（様式第 8 号）	正本 1 部
※ 支店・営業所に本業務の契約に関する行為を委任する場合は委任状を提出。共同企業体として参加する場合は、委任状と併せて共同企業体に係る協定書（写）を提出。	
⑪ 印鑑証明書 ★	正本 1 部
⑫ 法人登記の履歴事項全部証明書 ★ ※ 個人の場合は住民票の写し	正本 1 部

※ 上記①から⑫までの書類を 1 セットとし、正本 1 部として調製してください。また、インデックス等により見やすいように調製してください。

※ ★印の各種証明書は、証明年月日が参加表明書提出時以前の 3 ヶ月以内のもの（写し可）を提出してください。

別紙 3 企画提案書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
① 企画提案書（様式第11号）	正本 1 部、副本 7 部
② 事業所概要（参加表明書添付資料再添付）	正本 1 部、副本 7 部
③ 同種業務実績（参加表明書添付資料再添付）	正本 1 部、副本 7 部
④ 協力事務所概要（参加表明書添付資料再添付）	正本 1 部、副本 7 部
⑤ 業務実施体制（参加表明書添付資料再添付）	正本 1 部、副本 7 部
⑥ 配置予定者調書（参加表明書添付資料再添付）	正本 1 部、副本 7 部
ア) 記載した資格を証明する書類を添付してください。 イ) 業務経歴については、証明書等を添付してください。	
⑦ 財務諸表（参加表明書添付資料再添付）	正本 1 部、副本 7 部
⑧ 実施方針（様式第12号）	正本 1 部、副本 7 部
ア) 概ね次に掲げる事項を記載すること。（自由様式） ※プレゼンテーション資料（パワーポイント等）を含む。 ・業務全般 プロジェクト全体をどのように進めるか具体的に提案すること。 （方針、方法、プロジェクト管理等） ・業務にあたっての基本的なコンセプト	
⑨ 業務工程表（任意様式）	正本 1 部、副本 7 部
⑩ 経費見積書（様式第13号）	正本 1 部、副本 7 部
ア) 内訳明細書を添付すること。（自由様式）	
⑪ 見積参考図書（任意様式）	正本 1 部

※ 上記①から⑩までの書類を 1 セットとし、正本 1 部及び副本 7 部として調製してください。また、インデックス等により見やすいように調製してください。なお、⑪については、正本に添付してください。

別紙４ 共同企業体として申請する場合の提出書類一覧表

	代表構成員	構成員
①参加表明書（様式第１号）	○	×
②事業所概要（様式第２号）	○	○
③同種業務実績（様式第３号）	△	△
④協力事務所概要（様式第４号）	○	×
⑤業務実施体制（様式第５号）	○	×
⑥配置予定者調書（様式第６号）	○	△
⑦財務諸表	○	○
⑧納税証明書	○	○
⑨使用印鑑届（様式第７号）	○	×
⑩委任状	△	△
⑪共同企業体協定書（様式第８号）	○	×
⑫印鑑証明書	○	×
⑬法人登記の履歴事項全部証明書	○	○
⑭企画提案書（様式第11号）	○	×
⑮実施方針	○	×
⑯業務工程表	○	×
⑰経費見積書	○	×
⑱見積参考図書	△	△

○：提出必要

×：提出不要

△：該当する場合に提出

別紙５ 審査項目及び審査基準の概要

審査項目			審査基準の概要	配点
提出書類の審査	企業の実績	(1)企業の経営規模及び信頼性	(1)企業としての経営規模、履行能力について評価する。	5 点
	配置予定者の経歴、実績等	(2)業務実施体制としての取り組み	(2)管理者、担当者等の経験、業務実績等が豊富な場合などに優位に評価する。また、業務実施体制としての取り組みが、本業務内容に合致した内容となっている場合優位に評価する。	5 点
プレゼンテーション・ヒアリングによる審査	企画提案内容	(3)実施方針（コンセプト）	(3)本業務を実施する上で、本業務における課題や問題点を的確に把握するとともに、実施方針（コンセプト）がしっかり提示されているか。	1 5 点
		①食のエリアとしてのブランド価値の向上（25,000千円）	①世界に向けて効果的な情報発信ができる仕掛けとなっているか。	3 0 点
		②食を目的とした旅行者の増加（11,000千円）	②神戸・淡路の農・食・観光事業者（生産、飲食、物販等）が参加する訴求力のあるイベント内容となっているか。またインバウンド向けプロモーションをしっかりと行う内容か。	1 5 点
		③食のエリアとしての受入基盤の整備（7,000 千円）	③来訪者と現地をつなぐ観光ガイド育成・活用をする観光プログラムとなっているか。地域のブランド食材を活用した料理の開発となっているか。	1 0 点
		④食を支える人材の育成（7,000 千円）	④地域の教育機関等と連携した人材育成を図っているか。また、多様な食文化等の理解を図るセミナー開催となっているか。	1 0 点
	(4)見積額		提案内容に応じた妥当な見積額であるか。	1 0 点
	合 計			1 0 0 点

※上記企画提案内容欄の記載事業費を目安に適切に事業費配分することとし、効果的なプロモーション等に努め、より成果が上がる手法を検討すること。